

韓国のテロリズム関連法制

白井 京

【目次】

はじめに—韓国におけるテロの状況

I 既存のテロ関連法制

- 1 国家对テロ活動指針
- 2 テロ行為の処罰に関する法的枠組み
- 3 テロの未然防止に関する法的枠組み

II テロ防止法制定をめぐる論議

- 1 テロ防止法案（2001年）
- 2 現在の法案（2005～2006年）
- 3 今後の見通し

おわりに

はじめに—韓国におけるテロの状況

9・11同時多発テロが起きるまで、韓国では、「テロ」といえば北朝鮮によるものという認識が一般的であった。^(注1) 朝鮮戦争の休戦（1950年）後、分断国家となった韓国において、現在まで発生したテロの件数は600件前後であり、そのうち90%以上の550件程度が北朝鮮によるものである。^(注2) 主な例としては、韓国大統領官邸（青瓦台）襲撃未遂事件（1968年）、国立墓地顕忠門爆破事件（1970年）、ビルマ・ラングーン事件（1983年）等が挙げられる。その後、1987年の大韓航空機爆破事件を境に、現在にいたるまで、大規模なテロは起きていない。^(注3)

そのような中、2001年9月11日に米国でおきた同時多発テロは、韓国に大きな衝撃を与えた。新聞各紙は、事件について大きく報道すると共に、「韓国のテロ対策は大丈夫なのか」という疑問を提起した。暗殺、ハイジャック等の「オールド・テロリズム」に備えた既存の対策のみで、9・11同時多発テロのような「ニュー・テロリズム」に対応できるのかどうか、大きな論点

となったのである。^(注4) 韓国国内にも、反米テロリズムの標的となりうる大規模な米軍基地が各地に点在するという点から、アルカーイダによるテロのターゲットになる可能性が十分であると繰り返し指摘された。

それまでも、北朝鮮に対してだけでなく、多方面からのテロに備える体制の整備が必要と指摘されることがなかったわけではない。様々な国際行事が韓国国内で開催されるようになったことから、1982年には、テロ発生時の対策を主眼とする大統領訓令が公布されている。^(注5)

しかし、9・11同時多発テロの衝撃は大きく、この事件が韓国のテロ対策における一つの転機になったことは間違いない。

さらに、韓国軍イラク派兵後の2004年6月22日、米軍に物資を納品していたカナ貿易に勤務する金鮮一氏が、イラク国内において武装テロ集団により拉致され、殺害される事件が発生した。この事件の後、「もはや国際テロから安全ではいられない」との認識が、確実に韓国国内に広がった。

本稿では、現在の韓国におけるテロ対策関連の法制度及び国会で審議中のテロ関連法案について紹介する。

I 既存のテロ関連法制

韓国の大統領は、緊急事態が発生した場合に備え、戒厳の宣布、緊急命令権、緊急財政処置などの権限を有している。^(注6) また、危機管理という側面では、国家が保有する防衛機能を統合し、指揮体制を一元化して国家を防衛するための組織の設置、事態の区分、政府・自治体の権限などを規定した「統合防衛法」や、住民の生命・

財産の保護のため、住民が遂行すべき防空・防災及び軍事作戦上必要な支援などを規定した「民防衛基本法」等があり、大規模なテロに対しては、「戦争に準ずる状況」であるとして、これらの法律も適用される。

しかし、これらの法律は、国家の分断による南北の対峙という特殊な状況において、北朝鮮との交戦を想定して制定された法律であり、日本のテロ対策の文脈とは若干異なる。

韓国には、現在のところ、テロ関連の特別法は存在しない。大統領訓令第47号として「国家対テロ活動指針」が制定されているのみである。各々の具体的なテロ行為の処罰や未然防止対策については、刑法その他個々の法律に規定している。テロ対策の執行については、捜査、鎮圧及び処罰の一般的機能を有する警察及び検察が主となり、政府各機関が自らの担当領域内でテロ対策を遂行している。

例えば、法務部出入国管理局が出入国関連のテロ対策を担当し、建設交通部航空局がハイジャックや航空機関連のテロ防止対策を策定し、関税庁調査監視局が銃器・爆発物等テロ関連物品の搬入防止を担当している。また、海洋警察庁がシージャック予防・鎮圧を、警察庁警察特攻隊がテロ予防及び鎮圧対策の策定及び指導を、国家情報院（大統領直属の情報機関。かつての韓国中央情報部＝「KCIA」）がテロ組織に関する国内外の情報収集及び配布をそれぞれ担当している。軍も、軍事保安等に関する事項や軍事院法に規定された通常活動を遂行する過程において、対テロ関連任務を遂行する権限を有している。以上のように、複数の行政機関が、それぞれの本来の所管領域内においてテロに対応するシステムになっている。^(注7) これら行政機関の関係を規定するのが、以下に述べる「国家対テロ活動指針」である。

なお、韓国は、現在（2006年3月末）、12のテロ防止関連条約すべてを批准している。このう

ち海洋航行不法行為防止条約（2003年8月12日）、大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書（2003年9月8日）、プラスチック爆薬探知条約（2002年3月3日）、爆弾テロ防止条約（2004年3月18日）、テロ資金供与防止条約（2004年3月18日）の5つの条約については、すべて9・11同時多発テロ後に批准している。^(注8)

1 国家対テロ活動指針

国家対テロ活動指針は、大統領訓令第47号として、1982年1月21日に制定された。世界中で国際テロが頻発している中、首都ソウルでの1988年オリンピック開催が決定し、今後国際テロのターゲットになりうるという懸念から制定されたものである。

同指針は、基本的に各行政機関間の関係を規定するものであり、対外的に拘束力を発揮することはできず、テロの未然防止対策を備えていないと評される。なお、同指針は、対外的に機密とすべき内容であるとして非公開になっており、正確に原文を把握することはできない。制定時は全6章19か条及び附則で構成されていたが、1997年、1999年、2005年の3回にわたり改正されており、条項数は相当増えているものと推測される。ここでは、研究論文を典拠として同指針の概要を紹介する。対策機構及び指揮系統については2005年に改正されているため、報道等を参考に補完した。^(注9)

（テロの定義）

同指針において「テロ」とは、テロ分子等が各種目的のために国家利益又は国民に対し国内外で不法に行う一定の行為をいう。具体的には、以下の9項目を定めている。

- ①国家要人及びその家族の拉致、暗殺
- ②航空機及び船舶の強取、爆破
- ③海外在住者及び旅行者の拉致、暗殺

- ④国家重要施設、多くの者が利用する施設、在外公館等に対する攻撃
- ⑤駐韓外国公館、主要外国施設の占拠、放火、爆破
- ⑥国内政財界等、各界主要人物の拉致、暗殺
- ⑦駐韓外国使節及び在韓の著名外国人の拉致、暗殺
- ⑧爆発物、銃器類、有害化学物質等を利用した無差別人命殺傷
- ⑨その他、韓国と関連する国際的違法行為

以上のように、同指針におけるテロの定義は、政治目的等の目的性を排除し、行為類型を示したものとなっている。

(基本指針)

国家の対テロ活動の基本指針として、①国家対テロ活動を効率的に遂行するために、指揮及び協力体制を一元化し、全国家的総合対策を策定、運営する、②国家対テロ能力を向上、発展させるために、国際的対テロ協力体制を維持する、③指針は、テロ対応活動の遂行に関する各種政府機関の対テロ活動に適用する、の3つを定める。

(対策機構と指揮系統)

2005年3月の改正により、テロ対策を担当する政府機構として、大統領が任命する者が長となる「常任委員会」を設置し、テロ関連情報の収集や企画等を総括する実務機構であるテロ情報統合センターを国家情報院傘下に新設した。

改正後の国家対テロ指揮系統は、國務総理が議長となるテロ対策会議→常任委員会→テロ情報統合センターにシステム化されている。新設された常任委員会は、国家安全保障会議(NSC)常任委員会の委員(国家情報院長、国防部長官、國務調整室長、外交通商部長官、統一部長官)及び警察庁長、NSC事務処長、行政自治部長官

により構成される。定期的に国家対テロ活動の懸案を論議する会議を開催し、テロ対策について決定する事実上の司令塔となる。

さらに同指針は、関連省庁のテロ関連任務と機能について詳細に規定している。国防部及び警察庁にテロ鎮圧のための特攻隊を置くほか、非武力的な方法で事件を終結させるための交渉専門家・通訳・心理学専門家等からなる「交渉チーム」や、情報・捜査・通信・消防・医療支援者等から構成される「支援チーム」の構成と機能についても詳細に規定している。

2 テロ行為の処罰に関する法的枠組み

テロ行為の処罰に関しては、1948年に制定された国家保安法が「国家の安全を危険にする反国家活動」について定めており(第2条及び第3条)、国家規模のテロに関しては、同法により対応が可能である。しかし現在、与党開かれたウリ党は国家保安法廃止法案を国会に提出しており、同法の存廃は不透明な状況である^(注10)。その他、各種のテロ行為に対して適用される法律の規定は、以下の通りである^(注11)。

(テロ団体の組織)

欧米諸国では、テロ団体の組織、参加、宣伝、支援等、具体的なテロ犯罪行為が発生する以前から、処罰する規定を設けている国が多いが、韓国ではテロ団体組織罪については規定がない。

ただし、刑法第114条(犯罪団体組織罪)、暴力行為等処罰に関する法律第4条(犯罪団体等の構成及び活動罪)、第5条(犯罪団体等の利用及び支援罪)、国家保安法第3条及び第4条(反国家団体の構成・加入罪)等が適用されうる。現在、国会に提出されているテロ関連の諸法案の中には、テロ団体を構成し、又は加入した者に対する処罰規定を置いているものもある(後述)。

(人質強要罪)

人質をとり第三者に対して不法な要求をする「人質による強要行為」については、刑法上、処罰規定はないが、逮捕・監禁罪（第276条）、特殊逮捕・特殊監禁罪（第278条）、逮捕・監禁致死傷等の罪（第281条）に関する諸規定が適用される。また、1995年の刑法改正により、人質を利用して強要行為をした場合、これを加重処罰するための規定として人質強要罪（第324条の2）、人質傷害・致傷罪（第324条の3）、人質殺害・致死罪（第324条の4）を規定している。これは、誘拐等、人質の釈放、生命・身体の安全の保証を交換条件として政治目的を達成しようとする者を、重く罰するために置かれたものである。人質強要罪、人質傷害罪及び人質殺害罪については、未遂犯についても処罰するが（第324条の5）、人質の安全をはかる趣旨から、人質を釈放した場合には減刑が可能である（第324条の6）。

(ハイジャック及びシージャック)

航空機に関する罪としては、刑法上、航空機を墜落させたり破壊したりする罪（第187条）や、同じく致死傷罪（第188条）が適用されるほか、航空法等において、以下の通り規定されている。

航空法では、運行中の航空機を墜落させたり破壊したりする行為を、死刑・無期又は5年以上の懲役刑として処罰し（第157条）、その致死傷罪及び未遂犯についても処罰する（第158条、第159条）。飛行場内において航空機に向けて物を投げたり、その他航行上の危険を引き起こす恐れがある行為を禁止し（第85条2項）、故意又は過失により飛行場・航空施設又は航空保安施設を損壊したり、その他の方法で航行上の危険を発生させた者に対する処罰規定も置いている（第156条、第160条）。

また、航空機テロ規制のための3つの国際条約（東京条約、ハーグ条約、モントリオール条

約）への加入にともない制定された「航空機運航安全法」は、9・11同時多発テロを受けて、2002年に「航空安全及び保安に関する法律」（以下「航空安全保安法」という。）に全面改正された（同法のテロの未然防止に関する内容については後述）。同法では、航空機強取（ハイジャック）罪およびその致死傷罪並びに予備・陰謀罪（第40条）の他、航空機損壊罪（第39条）、航空施設損壊罪（第41条）等を定める。これらの罪及び刑罰は、ほぼ日本の「航空機の強取等の処罰に関する法律」における規定と同じである。航空機強取予備罪のみ、5年以下の懲役に処することとされ、日本（3年以下）より刑が重い。

一方、シージャックについては、刑法上、海上強盗罪に関する規定（第340条）と船舶の転覆・破壊及びそれらによる致死傷罪（第187及び第188条）に関する規定が適用される。

(爆発物、放射能等を利用したテロ犯罪)

テロの典型ともいえる爆発物を利用したテロ犯罪については、刑法第119条以下の爆発物に関する罪が適用される。テロの手段として爆発物を使用し、公衆の生命、身体又は財産を害し、又はその他公共の安全を害する罪を犯した者は、爆発物使用（第119条）、公共物の破壊（第141条）、公共建造物等への放火（第165条）、爆発物破裂罪（第172条）等の規定に従い、処罰する。また、爆発、放火等のテロ犯罪の未然防止のため、爆発物等の不法製造、販売、所持等に対しては、銃砲・刀剣及び火薬類取締法（第73条等）により処罰することが可能である。

放射能等を利用したテロについては、1995年の刑法改正により新設された「ガス・電気等放流罪」（第172条の2）も適用される。同条項は、放射性物質を放出、流出させ又は散布し、人の生命等に危険を発生させた者を対象としている。

(加重処罰等)

団体の威力を用いたり、凶器その他の危険物を携帯して行った傷害、暴行、監禁、損壊等の犯罪や、そのような犯罪を実行するための団体を組織した罪については、暴力行為等処罰に関する法律において加重処罰（第3条、第4条）を定めている。

また、特定犯罪加重処罰等に関する法律も、監禁、略取、誘拐等の犯罪に対する加重処罰（第5条の2）を規定している。これらの規定も、テロ行為に対して適用することができる。

(犯罪者の引渡し)

1988年に制定された犯罪人引渡法は、犯罪者引渡しの範囲や手続き等を定めることにより、犯罪の鎮圧において、国際的な協力を強化することを目的に制定された。同法は、すべての類型のテロ犯罪について、諸外国から犯罪人の引渡し請求があった場合、法院（日本の裁判所に相当）の引渡し審査手続を経て引き渡すことができるよう定めている。これにより、テロ行為者の捜査と処罰のための国際協力体制を構築しているといえる。2005年には、犯罪人引渡しにおける条約優先主義を定める等、法全体を整備する改正がなされている。

3 テロの未然防止に関する法的枠組み

テロ対策において何よりも重要なのは、テロが発生する前にこれを未然に防ぐことである。テロ未然防止の対策としては、出入国管理の強化、ハイジャック等防止対策の強化、テロ容疑者に対する通信傍受、テロ資金を封鎖するマネーロンダリング防止対策等が挙げられる。以下では、個別の法律ごとにその概要を説明する。

(出入国管理法)

テロリストの入国阻止のためには、入国しようとする者に関する情報をできる限り早い段階

で入手し、事前に調査するシステムが有効である。この「事前旅客情報システム (APIS)^(注12)」が、2005年3月2日の出入国管理法改正により導入された。

具体的には、第73条（運輸業者等の一般的義務等）に、「出入国管理当局は、運輸業者の運営する予約情報システムについて情報通信網を通じて閲覧し、又は資料を提出するよう要請することができ、業者側はこれに応じなければならない」とする義務規定を新設した。提供を要請できる情報は、①国籍及び住所、②予約及び搭乗手続きの日付及び時間、③旅行経路及び旅行社、④同伴搭乗者及び座席番号、⑤手荷物、⑥航空券購入代金の決済方法の6種類である。

船舶による入港に関しては、これまでは、第75条（報告の義務）において、船舶の長又は運輸業者に対し乗務員名簿及び乗客名簿を添付した出入港報告書を提出するよう義務付けていたが、改正により、これを定められた形式に電子化した形態で提出するよう義務付けた。これにより、船舶による出入国についても、電子化された資料の提供により、迅速な事前審査が可能になる。

出入国管理の関連では、現在、各国でテロ対策の一環として入国外国人の指紋押捺制度が導入されている。日本においても、入国する外国人に対する指紋押捺や写真撮影等の義務付けが検討されている。韓国では、外国人の指紋押捺に関しては、2003年12月に人権尊重の見地から対象範囲を縮小する方向で法改正がなされたばかりである。今後どのように検討されるのか注目される。

(通信秘密保護法)

通信秘密保護法は、通信傍受について、その範囲や手続等を定める法律である。韓国では、1960～80年代を通じて、反体制勢力を取り締るために通信傍受が濫用された。同法は、これに

対する批判から、初の文民政権である金泳三政権時代の1993年に定められたものである。

基本的には、国民の通信の秘密と自由を保護することを主旨とする法律であるが、例外規定として国家機関による通信傍受が可能な犯罪の範囲を規定し、通信傍受の際に法院の許可手続きをとるよう定めている。また、緊急の場合には、法院の許可なく通信傍受を開始することができる「緊急監聴」という制度がある。この場合、開始から36時間以内に法院に届け出なければならない。

同法では、内乱罪（刑法第1章）、外患罪（第2章）、国交に関する罪（第4章）、公安を害する罪（第5章）、爆発物に関する罪（第6章）、飲料水に関する罪（第16章）等、国家的法益と社会的法益に関連する殆どすべての犯罪について通信傍受を可能にしている。また、国家保安法や特定犯罪加重処罰等に関する法律等に規定された犯罪についても通信傍受が可能であるとしている。従って、通信傍受の対象犯罪を組織的殺人等の4種類のみとする日本に比して、その対象となる範囲は広い。

検察は、テロ犯罪を計画又は実行したり、実行したと疑うに十分な理由がある場合には、犯罪捜査のために（第6条）又は国家安全保障のため（第7条）、法院の許可を得て、通信制限措置をとることができる。通信制限措置とは、通信傍受のほか郵便物の閲覧を含めたものである。この場合、通信制限措置許可請求書には、通信制限措置の種類、目的、対象、範囲、期間等を明記しなければならない（第6条第4項）。その期間は最長で3か月であるが、状況により延長が可能であり、延長の回数は無制限である（第6条第7項^(注13)）。

（マネーロンダリング関連法）

マネーロンダリングの防止については、「特定

金融取引情報の保護及び利用等に関する法律」

（以下「特定金融取引法」という。）及び「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」（以下「犯罪収益規制法」という。）の2つの法律が定められている。これら2つの法律は、9・11同時多発テロ直前の2001年9月3日に同時に可決されたものである。それまで韓国においてマネーロンダリングを防止するための法規定が存在しなかったことから、OECDのマネーロンダリングに関する金融活動作業部会であるFATF^(注14)により「マネーロンダリング防止非協調国家」に指定される可能性が生じたため、これら2つの法律が急いで制定された。

特定金融取引法は、金融取引を利用したマネーロンダリングを規制するのに必要な取引情報の利用について定めた法律であり、金融機関等に高額な取引について報告するよう義務付け、新規口座開設時の身分確認、捜査機関への情報提供、外国機関との情報交換等について定めている。同法の制定により、マネーロンダリング防止のための専門調査機関である「金融情報分析院」が設置されており、テロ行為と関連する犯罪による収益の隠匿、偽装、授受等を摘発、処罰することが可能である。

犯罪収益規制法は、犯罪による収益を隠匿する行為について規制し、これら収益の没収及び追徴に関する特例を規定するものである。

このマネーロンダリング対策二法以外にも、1997年に制定された「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」は、実名による取引と調査機関に対する各金融機関の金融取引情報の提供について定めている。

しかし、これらの法律は、9・11同時多発テロ後の世界的な潮流であるテロ資金対策については不備な点が多いと指摘されている^(注15)。そのため、韓国財政経済部は現在、新たな法律である「テロ資金調達の抑制のための法律」の制定を検討中である^(注16)。2006年2月の報道によれば、テ

ロに使用されると疑われる金融取引を確認した金融機関は、金融情報分析院に報告するよう義務付けられ、財経部長官は金融機関に対し、関連口座の凍結を命令できるようにする案が検討されているという。2006年3月中に立法予告^(注17)がなされ、各界からの意見を聴取した上で、2006年9月の定期国会に提出される予定である。同時に、特定金融取引法についても、テロ資金申告システムを備えるよう改正する予定と報道されている。FATFのテロ対策における勧告に含まれている、カジノ事業者等をマネーロンダリング防止の対象に含めるという点については、観光産業に与える影響が大きいことから検討中であるとしている。

(航空安全保安法)

前述したように、「航空機運航安全法」は、9・11同時多発テロを受けて、2002年に「航空安全保安法」に全面改正された。既存法が、運航中の航空機内における安全について規定していたのに対し、改正法は空港や関連施設まで対象を拡大した。また、空港におけるセキュリティチェック（航空保安検査）の責任所在を明確にし、関連機関に「航空保安計画」の策定を義務づける等、全体として、空港及び航空機関連のセキュリティ強化を目指したものと見える。セキュリティチェックにおいて必要な場合、管轄警察の長は、保安検査に必要な措置を要求することができ、空港運営者や運輸事業者は、正当な事由なく拒絶することはできない(第15条)。生物化学兵器等の武器、先端の鋭利なもの、鈍器等の機内持ち込みは禁じられており(第21条)、近年、摘発例が増加しているという^(注18)。

II テロ防止法制定をめぐる論議

9・11同時多発テロ後の2001年9月21日、李漢東国務総理（当時）は、米国テロ事件関連閣僚会議において、「テロ防止法」の制定を推進す

ると発表した。既存のテロ対応システムである国家対テロ活動指針では法的根拠が弱く、対処に限界があるとして、対テロ機関設置の法的根拠をより明確にし、テロ防止を効率的に行うことができる新しい法律を整備するとしたのである。

しかし、約4年半後の2006年3月現在、未だテロ防止法は制定されていない。これまで数回にわたり推進されたテロ防止法案は、与野党の一部や市民団体からことごとく反対されてきた。政府は引き続き推進すると表明しているが、現時点では可決の見通しはたっていない。

1 テロ防止法案（2001年）

2001年秋、国家情報院は、米国の反テロ法である愛国者法や欧州各国の反テロ法を参考に原案を作成し、関連省庁との意見調整後に「テロ防止法」の立法予告を行った。その際に、マスコミや各種人権団体から「テロ概念が曖昧で人権侵害の可能性があり、国家情報院が自らの権限強化を狙ったもの」との批判が相次いだため、改めて修正を加えた法案を作成し、国会に提出した。第1章（総則）、第2章（テロ対策機構）、第3章（テロの予防及びテロへの対応）、第4章（罰則）、第5章（補則）の全5章27か条と2か条の附則^(注19)からなる。

内容としては、テロを法的に定義し、テロに対応する組織と予防策について規定するものである。テロ防止のために軍の支援を可能とし、テロ事犯に対する加重処罰や「テロ不告知罪^(注20)」、外国人テロ容疑者に対する緊急監聴を7日間まで延長すること等も定めるものとなっている。同法案は、ワールドカップ開催が目前に迫っていたこともあり、与野党が可決に合意したことから、制定は時間の問題と見られていた。ところが、政府機関である国家人権委員会が「テロの定義の適用範囲が広範囲で人権侵害の可能性^(注20)がある」として待ったをかけ、98の市民社会団

体がグループ「テロ防止法制定反対に向けた共同行動」を設立、大規模な反対運動を繰り広げた。これにより可決は見送られ、その後ワールドカップが無事に終了したこともあり、結果的に同法案は審議されないまま放置されることになった。

2003年、イラク戦争への韓国軍派兵決定後、国内でのテロの危険性に対する懸念が再燃し、再びテロ防止法の制定が推進されることになった。同年11月には、当初の法案からさらに人権侵害と指摘された事項を削除した修正法案が国会情報委員会において満場一致で可決され、与野党は本会議での可決に合意した。

情報委員会側は、「人権団体・市民団体等の主張を反映し、テロの概念を制限し、テロ団体構成罪、不告知罪等の刑事特別法的な要素はすべて削除し、人権侵害とされる問題はすべて解消した」と説明した^(注21)。当初27か条からなっていた法案のうち、人権侵害と指摘された13か条を削除し、ほぼ半分の14か条までそぎ落としたという^(注22)。しかし、かつて反政府運動として民主化運動を取り締っていた国家情報院の権限が強化されることを不安視する反対意見が根強く、結局、本会議における可決は見送られた。最終的に同法案は、第16代国会（2000～2004年）の終了と共に廃案となった。

2 現在の法案（2005～2006年）

現在、国会には与野党議員による3つのテロ関連法案が提出されている。これらの法案は、2001年に国家情報院が提出した法案をベースにしており、その内容はほぼ共通しているが、若干の違いがある（表1）。全般的に、2001年法案との明確な違いとして、テロ事犯に対する加重処罰が削除されている点が挙げられる。差別的条項と指摘されていた、外国人テロ容疑者に対する緊急監聴の日数の延長や、不告知罪についても削除された。

また、2004年の金鮮一氏拉致・殺害事件後、韓国国内で同事件に対する政府の責任を問う声上がり、在外国民保護制度の不備について批判が高まったことから、テロ発生の可能性が高い危険地域を指定し、同地域に出入りするには外交通商部長官への申請を義務づけるという制度の創設や、テロ被害者及びその遺族に対する被害の補償についても定めている。

2005年3月15日に国会に提出されたのが、保守派の最大野党ハンナラ党の議員による「テロ対応システムの確立と対テロ活動等に関する法律案」（①案）である。全17か条及び附則2か条からなる。同年8月26日には、与党開かれたウリ党の議員により全23か条及び2か条の附則からなる「テロ防止及び被害補償等に関する法律案」（②案）^(注23)が提出された。これら2つの法律案は、条文の構成、テロ対策機関の概要等、内容が非常によく似ている。②案は法律の題名からも推測しうるように、①案に比してテロの被害にあった場合の補償や医療支援金、特別慰労金、葬礼費等についてより詳細な規定を置いている。

さらに、2006年2月14日、野党ハンナラ党の議員により「テロ予防及び対応に関する法律案」（③案）が提出された。この法律は、全35か条及び2か条の附則からなっており、他の2つの法律と共通する部分も多いが、テロ発生時の組織的対応に関して詳細な規定を置いており、罰則規定が削除されている。

3つの法案の主な内容は、以下の通りである。

（法律の目的）

①案では、正確な情報収集、効率的な対応システムの構築、テロ予防及び発生に伴う救助、捜査、処罰等について必要な事項を規定することにより、テロから国家の安全を守り、国民及び財産を保護することを目的としている。②案、③案いずれも①案と同様にテロから人命・財産を保護し、国家及び公共の安全を確保すること

(表1) 各法律案の概要

| | ①テロ対応システムの確立と対テロ活動等に関する法律案(全17か条+附則2か条) | ②テロ防止及び被害補償等に関する法律案(全23か条+附則2か条) | ③テロ予防及び対応に関する法律案(全6章35か条+附則2か条) |
|----------------|--|--|---|
| 提 案 者 | ハンナラ党(野党)議員21名 | 開かれたウリ党(与党)議員21名 | ハンナラ党(野党)議員29名 |
| 提 出 日 | 2005年3月15日 | 2005年8月26日 | 2006年2月14日 |
| 目 的 | テロに関連した正確な情報の収集及び収集された情報の総合的判断に依拠した一貫した効率的な対応システムを構築し、テロの予防及び発生に伴う救助、捜査、処罰等について必要な事項を規定することにより、テロから国家の安全を保障し国民の生命と財産を保護する。 | テロの予防及び対応活動等について必要な事項及びテロによる被害補填等を規定することにより、テロから人の生命と財産を保護し、国家の安保及び公共の安全を確保する。 | 国家がテロ防止に関する政策を総合的に策定・施行することにおいて、テロの予防及び対応活動に必要な事項を規定することにより、テロから国家及び公共の安全を確保し、国民の生命と財産を保護する。 |
| 「テロ」の定義 | 「テロ」とは、政治的、理念的、人種的、宗教的、民族的又はその他類似する目的を追求し又はその主義主張を広く知らしめるために計画的にテロ団体又はその構成員により行われる次の暴力行為をいう。a. 人に対する暴行、傷害、略取、逮捕、監禁、殺人 b. 施設物に対する放火・爆破 c. 航空機、船舶、車両等交通手段の強奪・爆破 d. 爆発物、銃器類その他武器による無差別の人命殺傷又はこれを利用した威嚇 e. 大量に人を殺傷したり相当な財産上の損失をもたらしうる有毒性の生化学物質又は放射能物質の露出、散布又はこれを利用した威嚇 | 以下の項目に該当する行為で、国家安保又は公共の安全を危険にする行為をいう。(以下、テロ関連の各条約においてテロ行為について規定している部分を挙げている)。 | 動機や目的にかかわらず、国連が指定したテロ団体と関係し、計画的に実行される犯罪行為であり、国家安全保障又は公共の安全を危険にする、各条約に規定された行為。ハッキング、コンピューターウイルス、論理爆弾、大量情報伝送、高出力電子銃及びサービス妨害等、電子的手段により故意に情報通信網に不法侵入し、かく乱し、麻痺させ、破壊し、又は威嚇する行為及び情報を窃取、毀損、造作する一切の攻撃行為。その他、国が締結・公布したテロの規制に関する国際条約において犯罪と規定した行為。 |
| 常 設 機 関 | 大統領直属の国家対テロ対策会議(議長: 国務総理) / 国家情報院所属の対テロセンター | 大統領直属の国家対テロ対策会議(議長: 国務総理) / 対策会議の常任委員会 / 国家情報院直属の対テロセンター | 大統領直属の国家対テロ対策会議(議長: 国務総理、副議長: 国情院長) / テロ対策実務委員会 / 国家テロ威嚇統合センター(略称: 対テロセンター) |
| 危険地域制限 | 有り。申告せず危険地域に入った者に対し1000万ウォン以下の過料。 | 有り。申告せず危険地域に入った者に対し1000万ウォン以下の過料。 | 有り。違反した場合の罰則規定はなし。 |
| テロ危険人物の追跡等 | 対テロセンター長は、テロ団体構成員と疑われるに値する相当な理由がある者(「テロ危険人物」)に対し、出入国、金融取引、通信利用等関連情報を収集するために本人を調査することができる。 | 対テロセンター長は、テロ団体構成員と疑われるに値する相当な理由がある者について出入国、金融取引、通信利用等関連情報を収集・調査することができる。この場合、通信利用関連情報については通信秘密保護法の規定に従う。 | 対テロセンター長は、テロ団体構成員と疑われるに値する相当な理由がある者について出入国、金融取引、通信利用等関連情報を収集・調査することができる。この場合、各法律の規定による。 |
| 対 応 措 置 | テロ発生地域の管轄警察署長(軍事施設の場合は軍部隊長)は、現場を統制・保存し、事態の拡散を防止するために迅速に措置しなければならない。 | 関係機関の長は、現場を統制・保存し、事態や被害の拡散を防止するために必要な措置を迅速にとらなければならない。 | テロ鎮圧優先順位の設定、テロ事件現場の指揮体系の一元化、テロ事件現場指揮本部の設置、対テロ特攻隊の要請、非協力的公務員に対する問責等、詳細な規定を設けている。 |
| 軍 等 による 支 援 | 対策会議議長が大統領に建議。国会が撤収を要請したときは応じる。 | 対策会議議長が大統領に建議。国会が撤収を要請したときは応じる。 | 対策会議議長が大統領に建議。国会が撤収を要請したときは応じる。軍兵力は、施設の保護及び警備等、任務遂行に必要な範囲内で検閲をすることができる。 |
| 公 訴 免 除・ 報 奨 金 | 公訴免除、協力者への報奨金支給を規定。 | 公訴免除、協力者への報奨金支給を規定。 | 報奨金支給規定のみ。公訴免除規定はない。 |
| テロ被害の補償 | テロによって被害を受けた国民に対し、治療・回復のための費用を補助できる。 | テロによって被害を受けた国民に対し、治療・回復費用の補助、医療支援金、遺族に対する特別慰労金、葬礼費の支給等を定める。 | テロによって被害を受けた国民に対し、治療・回復のための費用を補助できる。 |
| 罰 則 | テロ団体構成員、テロ実行犯に対し死刑・無期懲役・5年以上の懲役。資金調達・斡旋等は無期又は5年以上の懲役。これらは未遂犯も処罰する。テロの虚偽申告については3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金。 | テロ団体構成員、テロ実行犯に対し死刑・無期懲役・5年以上の懲役。資金調達・斡旋等は無期又は5年以上の懲役。これらは未遂犯も処罰する。テロの虚偽申告については3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金。 | 規定なし。 |
| そ の 他 | | | 国・地方自治体の責務、5年毎の基本計画、監視カメラの設置、教育及び研究の振興、国際協力、テロ対応マニュアルの開発、関係機関等への協力要請(特別な理由がない限り従わなければならない)等、①案及び②案にない多様な規定をおく。 |

※ 韓国国会議案データベース〈<http://search.assembly.go.kr/bill/>〉に掲載された各法案の内容に基づいて筆者が作成

を目的としており、三法案とも、法制定の目的に大差はない。②案では、これに加え「テロによる被害の補償を規定する」とし、特に国民の被害への国家による補償を強調している。

（「テロ」「テロ団体」の定義）

「テロ」の定義について、各法案は若干異なっている。

①案は、「政治的、理念的、人種的、宗教的、民族的その他類似の目的を追求し、又はその主義主張を広く知らしめるために、計画的にテロ団体又はその構成員によって行われる以下の暴力行為」であるとして、殺人、施設に対する爆破、ハイジャック等々、具体的な行為の類型を示している。

②案は、安全保障又は公共の安全を危険な状態にする行為であり、各テロ条約に規定された行為として、その定義を条約に委ねている。

③案は、「動機・目的にかかわらず」、国連が指定したテロ団体と関係して計画的に実行される犯罪行為であり、国家安全保障又は公共安全を危機に陥れるもので、かつ、各条約に規定された行為であると定義付けている。③案では、他の2つの法案には定義のないサイバーテロに関しても、「ハッキング、コンピューターウイルス、論理爆弾^(注24)、大量情報伝送、高出力電子銃及びサービス妨害^(注25)」の例を挙げ、「故意に情報通信網に不法侵入し、かく乱し、麻痺させ、破壊し、又は威嚇する行為及び情報を窃取、毀損、造作する一切の攻撃行為」として、テロの定義に含めている。

「テロ団体」については、三法案とも、国連がテロ団体として指定した団体又はこれらの団体から支援を受けたり支援を行ったりした国内外の結社又は集団と定義している。

（対テロ常設機関）

三法案とも、大統領直属で国務総理を議長と

する「対策会議」を最高機関とし、対テロ活動の主要政策の審議、議決の機能を付与している。②案は同会議内に「常任委員会」を、③案は「テロ対策実務委員会」を置く。テロ関連情報の収集、対応策の研究、テロ兆候の探知、外国機関との情報協力等のための実務機関として、「対テロセンター」を国家情報院に置くのも三法案共通である。

これら常設機関についての規定は、各々の名称等は若干異なるものの、2005年に改正された国家対テロ活動指針により制度化された機関について、法的に規定するものと考えられる。

（危険地域への立ち入り制限）

国内外でテロの危険があるとき、対テロセンターの長は、テロ警報を発令する。各関係機関及び該当地域の滞在者は、被害を最小にとどめるよう、これに協力することが義務づけられる。外交通商部長官は、テロ警報発令時にこれを告示し、国民の海外旅行規制及び滞在地域からの退避を命令できる。同地域内に入ろうとする国民は、予め外交通商部長官に申告しなければならない。三法案は、共にこの「テロ警報発令」と「危険地域出入制限」について規定している。①案及び②案では、申告せずに危険地域に入った者に対し1000万ウォン（約122万円）以下の過料を科すよう規定している。③案には過料の規定はなく、危険がなくなった場合には遅滞なく規制を解除し、告示する旨を規定している。

（テロ危険人物の追跡等）

対テロセンター長は、テロ団体構成員と疑われるに値する相当な理由がある者に対し、出入国、金融取引、通信利用等の関連情報について、①案は「情報の収集のために本人を調査すること」が、②及び③案は「関連情報を収集・調査すること」ができると規定する。②案及び③案は、この場合に、関係する通信秘密保護法等各

法律の規定に従って行うよう明記している。

調査の結果テロを行うおそれがあると判断される者及び国外に居住するテロ団体構成員に対し、法務部長官に出入国規制を要請することができる。また、テロに利用されるおそれのある外国為替取引等について、停止等の措置をとるよう財務部長官に要請することができる。

(予防対策・安全管理対策等)

関係機関の長は、国家重要施設等についてのテロ予防対策と、テロ手段に利用される爆発物等についての安全管理対策を行わなければならない(共通)。特に③案では、道路、鉄道、地下鉄等を管理する地方自治体、公社及び大統領令が定める施設の所有者は、監視カメラの設置等を通じて「テロに脆弱な要因の事前除去」に努力しなければならない。その費用については国家が一部又はすべてを補助することができる。と定める。

(国家重要行事のテロ対策)

国家重要行事のテロ対策に関する条項について、三法案は、ほぼ同じ規定を設けている。関係機関は、国家重要行事について、当該行事の特性に従って分野別にテロ対策を策定し、施行する。必要時には、対テロセンター長は、対策機構を設置することができる。

(テロ発生時の対応措置)

テロ発生時の対応措置に関しては、①案では「発生地域の管轄警察の長」が、②案では「関係機関の長」が、現場を規制・保存し、事態や被害の拡散を防ぐよう迅速な措置を執る旨を定めている。

③案では、テロ鎮圧優先順位(人命保護→国家重要施設等の保護→家屋等の財産保護→テロ危険地域の拡散防止)を設定し、テロ事件現場の指揮系統、合同捜査本部の設置等について、

かなり詳細な規定を設けている。現場指揮本部長は、指揮に応じなかったり任務を怠ったりした公務員や職員の名簿を所属機関に通報し、これらの者に対し処分等の適切な措置をとる、との規定も置かれている。

(軍等による支援)

三法案は共に、軍兵力の支援についても明記している。テロ対策会議の議長は、警察のみでは国家重要施設等を保護できないと判断される緊迫した状況のときは、施設の保護及び警備に必要な最小限の範囲内で、軍兵力又は郷土予備軍^(注26)の支援を大統領に建議することができる。大統領は、国会に軍の出動について通告し、過半数以上の出席議員のうち過半数以上の賛成により撤収が要請されたときは、これに応じなければならない。

③案では、施設の保護及び警備等、任務遂行に必要な範囲内で、軍兵力による検問を認めている。

(公訴免除及び報奨金)

三法案は、テロの計画や実行に関する事実を関係機関に申告し、事前にテロ犯を申告又は逮捕した者には、報奨金を支給するよう規定している。また、①案及び②案では、テロ団体関係者等であっても、テロ実行を防止したり、解決・テロ犯の逮捕につながる事実を提供した者に対しては、公訴を免除できると規定する。③案には公訴免除に関する規定はない。

(テロ被害の補償)

三法案は共に、テロにより身体や財産に被害を受けた国民に対し、国家又は地方自治体が治療・回復のために必要な費用を補助できるよう規定する。

特に②案では、テロによる負傷等に対する医療支援金、テロ被害者の遺族に対する特別慰労

金、葬礼費の支給等についても個別の条項を置き、詳細に規定している。

(罰則)

罰則については、①案及び②案のみ規定しており、③案には規定がない。テロ団体を構成し、又は構成員として加入した者、テロを実行した者は、死刑、無期懲役又は5年以上の懲役に処する。テロ未遂犯についても処罰するよう規定する。テロに関連して資金調達等を行った者に対しても、無期懲役又は5年以上の懲役に処する。テロについて虚偽申告を行った者に対しては、3年以下の懲役又は3000万ウォン（約366万円）以下の罰金を科する。

(その他)

③案のみ規定を置いているものとして、国家及び地方自治体の責務、5年毎の基本計画策定、国家情報院長によるテロ予防報告書の国会への提出、対テロ特攻隊の設置、テロ予防・対応に関連した教育・研究の振興、国際協力の増進、テロ対応マニュアルの開発等が挙げられる。③案は、①②案に比し、対テロ特攻隊の設置やテロ発生時の対応システム等、国家对テロ活動指針に定める部分にまで踏み込み、法的に規定しようとしているように見受けられる。

3 今後の見通し

韓国では、この3つのテロ関連法案のように、複数の議員によって同じ目的を有する法案が提出された場合、国会の所管委員会において各法案について審議した後、これを統合して代案を作成し、この代案を本会議に提案するのが通例となっている。テロ関連法案についても、委員会により代案が作成されると予想されるが、それが世論に受け入れられ、本会議で可決されるまでには、依然として高いハードルがある。

2006年3月現在、与野党と政府は、テロ関連

法制定の必要性については合意している状態であるが、進歩派の野党民主労働党と与党開かれたウリ党の一部、それに人権団体の反対は根強い。法制定の必要性について、賛成派と反対派には根本的な認識の違いがある。賛成派は、既存のテロ関連法制では、現実にはテロが発生した場合に対応できないと主張する。反対派は、既存の法制度で十分であり、テロ関連法にはむしろ深刻な人権侵害の可能性があるとして批判する。さらに、冷戦終結と国内の民主化により衰退の危機にある国家情報院が、テロ対策を「飯のタネ」に、自らの権限を強化しようとしていると非難する。^(注27)

まさに「国論を二分」する状態であり、現段階では、テロ関連法が成立するかどうかは不透明な状況であると言わざるを得ない。

おわりに

テロ関連法の不在から、韓国国内ではテロ対応への不安を訴える声もある。しかし、この言葉を額面通りに受け取り、他国に比して韓国の危機対応が不完全だとみるのは適切ではないかもしれない。

韓国の場合、「他国と異なり、分断された状況の中で未だに休戦中であるという状況の特殊性のため、制度的に表面化しない多くのシステムがある。」^(注28)といわれる。

警察特攻隊や軍特攻隊は、テロに対応した訓練を頻繁に行っている。また、殆どの国家重要施設においては、軍隊を引退した人物が「非常企画官」、クライシス・マネージャーとして勤務している。民間警備業者であっても、一定の法定要件をみたすときは、指揮命令に従って銃の使用が可能である。^(注29)

2002年に東京で行われたテロ関連の警察政策フォーラムにおいて、韓国代表の警察行政学を専門とする教授は、韓国の現状について以下のように述べている。「韓国で飛行機によるテロ事

件が起こった場合に、2機目の飛行機がどうなるか考えたとき、おそらくアメリカのような事件にはならなかっただろう。撃ち落とされたはずだ。つまり、韓国では50年以上も南北が対立し、高いビルには対空砲が常備されている^(注30)」。

注

* インターネット情報は、すべて 2006年3月1日現在のものである。

* 法案及び法律の条文については、韓国国会입법통합 지식관리시스템 (立法統合知識管理システム) <<http://search.assembly.go.kr/>> によった。

* 韓国国内の新聞記事については、韓国言論財団の新聞記事データベース KINDS<<http://www.kinds.or.kr/>> によった。

- (1) 通常、「テロ」といえば、その主体は非国家団体であるとされるが、韓国と北朝鮮にとって、双方の関係は一般的にいう国家間関係ではない。
- (2) 「테러대상국 된 한국과 테러방지 방안—테러리즘, 더이상 남 얘기 아니다」(テロ対象国になった韓国とテロ防止方法案—テロリズム、これ以上他人の話ではない) 『통일 한국』(統一韓国) No. 251, 2004. 11, pp. 44-47.
- (3) 1990年以降、北朝鮮にとって体制維持そのものが危機に陥ったことや、1997年以降の韓国の太陽政策等が、その原因と指摘される。大規模なテロは起きていないが、1997年2月の金大中大統領の就任直前には、韓国に亡命した李韓永氏(金正日主席の前妻の甥)暗殺事件が発生している。
- (4) 韓国の新聞記事や論文には、このような「オールド・テロリズム」「ニュー・テロリズム」といった言葉がみられる。具体的な定義は明確ではないが、前者は暗殺等の古典的なテロを指し、後者は大規模な無差別殺傷テロを指すことが多い。
- (5) 大統領訓令とは、行政府の権限の行使を指揮するために発する命令である。韓国の法体系は、本法としての「法律」、その実施に必要な細則である「大統領令」、各行政官庁による「部令」により構成されているが、「大統領訓令」はここでいう「大統領令」とは異なり、行政府内部のみを拘束するものである。
- (6) 大統領がこのような権限を発動した場合、遅滞なく国会に報告し、その承認を得ることになっている。
- (7) 신의기 (シン・ウィギ) 『테러리즘 관련법제 정비 방안』(テロリズム関連法制整備方法案), 研究報告書02-10, 韓国刑事政策研究院, 2002, pp. 147~148.
- (8) 韓国外交通商部ウェブサイト <<http://www.mofat.go.kr/>>
- (9) 概要については, 오광필 (オ・グァンピル) 「한국의 대테러 관리체계 발전방안에 관한 연구」(韓国の対テロ管理体系発展方法案についての研究) 東国大学行政大学院修士論文, 2004. 2. を参照した。同論文の筆者は一般の学生ではなく、テロ関連の行政機関に勤務する者と推察される記述が多々見受けられる。例えば、「(同指針は) 対外保安を要する内容であるため、秘密として分類された。従ってこの内容を知ることができないため、一部の学者は我が国の政府のテロ事件対応体制が体系的ではないと批判している。しかし、実は外国の対テロ活動指針に劣らず、効率的に対テロ任務遂行を行なうことができるようになっている」等の記述である。韓国では、行政機関に勤務する者が、自らの職務に関連する研究テーマについて大学院に籍をおいて論文を執筆し、修士号を取得するのは珍しいことではない。また、同指針の最近の改正については、以下の新聞記事を参照。「법정부 ‘테러정보통합센터’ 발족… “국정원의 편법” 비판—테러방지법 비난 일자 대통령훈령47호 개정」(政府全体にわたる‘テロ情報統合センター’発足… “国情院の便法” 批判—テロ防止法に非難が起きたら大統領訓令47号を改正) 『오마이뉴스』(オーマイニュース), 2005. 3. 31.
- (10) 国家保安法は、反国家活動を規制し、国家の安全並びに国民の生存及び自由を確保することを目的に制定された法律である。南北分断という状況において、国家秩序を維持し、スパイや左翼勢力による活動を抑制するという役割を果たしてきたとの評価が

ある一方で、過去の軍事政権下において、政治的反対勢力や健全な社会的批判勢力を弾圧する手段として使用され、人権侵害が行われたとする批判も強い。現在の与党には、1980年代に民主化勢力として学生運動を行い、同法により逮捕された経験のある議員が少なくない。そのため、2004年10月に同法廃止法案が国会に提出されている。詳しくは、白井京「海外法律情報 国家保安法の行方」『ジュリスト』No. 1282, 2005. 1. 1-15, p. 187を参照。

- (11) 前掲注(7), pp. 139-147.
- (12) 事前旅客情報システム (Advance Passenger Information System) は、政府と航空会社が協力し、出発(空)港において搭乗した旅客の身分事項(氏名、生年月日、性別等)に関する電子情報を、航空機等の目的国到着前に、到着(空)港の税関・入管担当部署等に送付するシステムである。日本でも、2005年1月4日から運用を開始している。
- (13) 前掲注(7), pp.150-151.
- (14) 我が国の外務省ウェブサイトにおける「FATF(金融活動作業部会)概要」を参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/m_laundrying/fatf.html>
- (15) 「자금세탁 막아야 투명사회 된다」(マネーロンダリングを防いでこそ透明な社会になる)『朝鮮日報』2005. 2. 5.
- (16) 「정부 ‘테러자금 조달억제법’ 입법을 추진」(政府「テロ資金調達抑制法」立法を推進)『国民日報』2006. 1. 24; 「테러의 숨겨진 보고 “의무화” …계좌엔 동결명령」(テロの疑いのある取引の報告を「義務化」…口座には凍結命令)『이데일리』(イーデーリー), 2006. 2. 15.
- (17) 立法予告とは、立法化を推進しようとする法律案の内容を予め国民に公開し、国民の意見を立法に反映させる制度である。日本のパブリック・コメントに相当する。
- (18) 「금해공항 반입금지품 하루 700건 지난해 비해 3배 넘게 적발」(金海空港、搬入禁止品1日700件…昨年比べて3倍以上摘発)『国民日報』2005. 11. 16.
- (19) 法案の具体的な内容については、白井京「【短信：

韓国】テロ防止法案」『外国の立法』No. 211, 2001. 10, pp. 123-126. を参照。

- (20) 「不告知罪」は、現在、国家保安法にのみ規定されているもので、国家保安法違反の事実を知った者に対して告知義務を課し、該当機関に通報しない場合、その不作為を処罰するものである。
- (21) 「테러방지법안 국회 정보위 통과, 시민단체 ‘인권 침해’ 반발」(テロ防止法案国会情報委通過、市民団体‘人権侵害’反発)『京郷新聞』2003. 11. 15.
- (22) 「테러방지법안 본회의진통 클듯 ‘또다른 보안법’ 공방 2라운드 예고」(テロ防止法案、本会議での陣痛大きい模様‘もう一つの保安法’攻防2ラウンドを予告)『京郷新聞』2003. 11. 15.
- (23) 原文では「보전(補填)」である。
- (24) 論理爆弾 (Logic Bomb) とは、一定の条件が成立するとコンピューターシステムに何らかの被害を与えるように設計したプログラムである。
- (25) 高出力電子銃 (HERF Gun : High Energy Radio Frequency Gun) は、高出力マイクロ波兵器の一種である。電波システムをかく乱させることにより、人間に被害を与えることなく、大規模な電算網を一斉に無力化することができるとされる。
- (26) 有事の際に、国土防衛の任務を遂行するため、平常時には通常の世界生活を送っている者が、予備役の者を中心に組織する非正規軍をいう。1968年4月1日に250万名で創設され、郷土予備軍設置法により規定される。
- (27) 「테러방지법 추진 배경과 문제점 / 정치인 ‘면피’ - 국정원 ‘밥그릇’ 합작」(テロ防止法推進背景と問題点/政治家の「体面」と国情院の「飯のタネ」の合作)『한겨레』(ハンギョレ), 2005. 11. 7.
- (28) 前掲注(7), p.149.
- (29) 박·비온싱 「韓国における警備業法の改正と『特殊警備員』制度」『警察政策研究』No. 7, 2003. 12, pp. 26-30.
- (30) 同上, p. 26.

(しらい きょう・海外立法情報課)